

# 大阪柔整だより

## 「開設届出済証」交付手続きについて

「大阪柔整だより」3月号,4月号で掲載しました「開設届出済証」は、大阪府の各保健所では平成29年5月1日より発行を開始しております。

今回は大阪府のHPでの「開設届出済証」交付手続きの進め方を簡単にご紹介いたします。

大阪府のHP内で「あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師、柔道整復師の施術所に関する証明書等について」と検索し、該当ページを表示すると以下の記載があります。

### 大阪府HPより抜粋

#### 『開設届出済証』について

平成28年6月29日付け広告し得る事項が一部改正され、開設届を提出済みである旨が広告可能事項に追加されたことに伴い、平成29年5月より発行することとしました。広告物として掲示していただくことにより、施術所の利用者自身によって、法に規定された施術所か否かを確認できるようになります。

交付を希望する場合の手続き

1. 提出書類：開設届出済証[Excel ファイル/80KB]  
(開設届出済証[Excel ファイル/80KB]をクリックすると「開設届出済証申請書入力表」のページが表示されますので必要項目を入力し、開設届出済証を印刷して下さい。)
2. 交付方法：
  - (1) 様式に届出内容を記載の上、2部提出（後日郵送による交付をご希望の場合は、返信用封筒(切手を貼付したもの)も併せて提出)
  - (2) 窓口にて、保健所担当者と交付方法や日程について調整
  - (3) 保健所長印を押印のうえ、1部お渡し（1部保健所控え）

次頁へ続く

前頁より

※注意点

- ・本証明書は平成 29 年 5 月 1 日より発行します。
- ・根拠条文、業務の種類及び保健所名が記載されているか確認してください。
- ・文字色は変更しないでください。(ただし、白黒のみ可)
- ・申請書の大きさは指定しません。(ただし、保健所長印を押せないほど小さい場合は不可)

以上のことを参考にさせていただき、交付ご希望の方は申請の手続きをお願いします。

なお、政令市・中核市保健所(大阪市/堺市/東大阪市/高槻市/豊中市/枚方市)につきましては交付の手続き方法、実施開始日が異なる場合がありますので各保健所にお問い合わせ下さい。

公益社団法人 大阪府柔道整復師会 理事

## 介護保険のコラム Vol.28

### ～地域包括ケアシステム参入事例 その3～

第3回目は、堺市での参入事例をご紹介します。

堺市では、行政と本会が委託契約を結ぶことにより事業を運営しています。

大阪市と同じく対象者は、要支援 1・要支援 2 及び事業対象者の認定を受けた方が事業を利用することができます。利用者は、まず地域包括支援センターなどに所属するケアマネージャーに事業を利用したいことを伝え、その意向をもとにケアプランが作成されます。その後、ケアプランに記載された本人の意向や改善したい身体機能を中心に、週 1 回/全 12 回のシリーズで体操などの訓練を施術所で行います。

その他、堺市の事業では、体操が終わった後に「運動」「栄養」「口腔」「認知症」に関する講話を 15 分程度行うことが特徴で、訓練を行うだけでなく、身体機能の低下が進まないようにするためにはどうすれば良いかという知識を覚えていただくことにも力をいれています。

次回は、茨木市の介護予防事業をご紹介します。

柔整介護ステーション 管理者 竹川朋典

## 保険者変更通知

変更前	内容	変更後	変更日
東洋ゴム工業健康保険組合 06271548	移 転	東洋ゴム工業健康保険組合 06281604	H29年7月18日

### \*平成29年4月より変更の医療費助成制度\*

	変更内容	変更前 (平成 29 年 3 月施術分まで)	変更後 (平成 29 年 4 月施術分から)
箕面市	制 度 名	「子どもの医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～15歳(中学校修了)まで	0歳～18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで
	所得制限	所得制限なし	変更なし
能勢町	制 度 名	「子どもの医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～15歳(中学校修了)まで	0歳～18歳(18歳に達した日以後における最初の3月31日)まで
	所得制限	所得制限あり	所得制限なし
松原市	制 度 名	「子どもの医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～12歳(小学校修了)まで	0歳～15歳(中学校修了)まで
	所得制限	所得制限なし	変更なし

### \*平成29年7月より変更の医療費助成制度\*

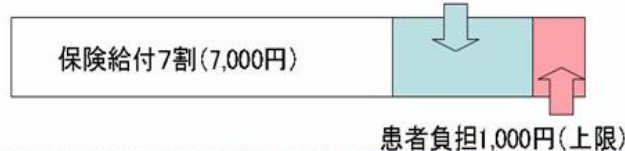
	変更内容	変更前 (平成 29 年 6 月施術分まで)	変更後 (平成 29 年 7 月施術分から)
和泉市	制 度 名	「こども医療費助成制度」	変更なし
	通院医療費対象年齢	0歳～12歳(小学校修了)まで	0歳～15歳(中学校修了)まで
	所得制限	所得制限なし	変更なし

## 大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

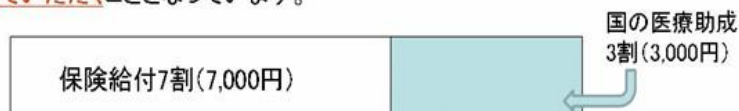
例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合 福祉医療費助成(2,000円)



○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。

福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、左記に示すようなイメージとなっております。

また、患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのないようお願いします。

乳幼児・こども医療費助成制度一覧

平成29年7月現在

通院				
対象年齢	所得制限	市町村	開始時期	備考
0歳～12歳 小学校修了まで	なし	茨木市	平成28年12月～	0歳～2歳(3歳到達月末)まで所得制限なし⇒所得制限なし
		島本町		
		豊中市		
		門真市		
		高石市		
		泉大津市		
		忠岡町		
0歳～15歳 中学校修了まで	一部なし	大阪市		小学校修了まで所得制限なし
		吹田市		就学前まで所得制限なし
	なし	摂津市		
		高槻市		
		池田市		
		守口市		
		大東市		
		枚方市		
		交野市		
		四条畷市		
		東大阪市		
		一部なし	八尾市	
	なし	堺市		
		羽曳野市		
		河内長野市		
		松原市	平成29年4月～	小学校修了⇒中学校修了まで年齢拡充
		大阪狭山市		
		藤井寺市		
		柏原市	平成28年10月～	小学校修了⇒中学校修了まで年齢拡充
		富田林市		
		河南町		
		太子町		
		千早赤阪村		
		貝塚市	平成29年4月～	小学校修了⇒中学校修了まで年齢拡充
		岸和田市		
		泉佐野市		
		泉南市	平成29年4月～	小学4年生修了⇒中学校修了まで年齢拡充
阪南市				
岬町				
熊取町				
和泉市	平成29年7月～	小学校修了⇒中学校修了まで年齢拡充		
18歳に達して以降 最初の3月末まで	なし	箕面市	平成29年4月～	中学校修了⇒18歳に達して以降、最初の3月末まで年齢拡充
		能勢町	平成29年4月～	中学校修了⇒18歳に達して以降、最初の3月末まで年齢拡充
	あり	豊能町		
	なし	寝屋川市		
		田尻町		